認第８号の平成24年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお伺いいたします。主にこの場では、介護給付費の準備基金繰入金についてお伺いいたします。
　平成24年度から３年間の第５次ふじえだ介護・福祉プランというものが始まりまして、この計画を定めるに当たりまして、県からの財政安定化基金の繰り入れと藤枝市の支払準備基金の取り崩し、この双方を実施することによりまして、この事業計画を定めるときの平成23年２月議会、この双方を取り崩して、少しでも市民負担を少なくするということをこの平成23年２月議会で議論いたしました。
　その際の答弁は、具体的には約３億4,000万円あります市の支払準備基金は、この３年間の中ですべて取り崩して、増え続ける介護保険料の負担軽減にあてていくということとされていたわけです。
　ところが、この決算では、24年度この当初３億4,000万円ある基金の３分の１に当たります１億3,000万円、これを基金から繰り入れる形で予算化しておりましたが、年度途中の補正で8,700万円減額し、結果的にこの決算では、年度の調定額がゼロになっております。保険料決定時に基金取り崩し分を算定していながら、実際は繰り入れが必要とされなかったということですが、その理由をお伺いいたします。
　そして、このプランはあと２年あるわけですけれども、当初の予定どおり今後２年間、この基金はすべて取り崩して保険料の軽減にあてるという取り扱いをしていくのかどうか。
　こうしたことは、聞きに行けばわかることだと思うのですけれども、介護保険料の問題は、ほとんどすべての市民が関与する大きな問題で、月額800円程度の大きな負担になっているわけですから、こうした本会議の場で明らかにしていく問題だということで取り上げさせていただきましたので、よろしくお願いします。

◎健康福祉部長（大石茂樹）　石井議員の認第８号に関します議案質疑にお答えいたします。
　介護給付費準備基金繰入金についての１項目め、保険料決定時に基金取り崩し分を算定しながら繰り入れを必要としなかった理由についてですが、第５期介護保険事業計画では、高齢者の急激な増加や介護報酬の改定などを勘案し、１年目から赤字になると見込み、介護給付費準備基金の取り崩しを予算化しました。しかし、平成24年度の介護給付費は、結果として計画値を下回り、黒字となったため、基金の取り崩しは不要となりました。
　次に２項目め、今後２年間の間に基金を全額取り崩して、保険料の軽減にあてる取り扱いを行うのかについてですか、介護保険料は、事業計画期間ごとに同一の保険料を用いることになっているため、保険料の軽減にあてることはありませんが、不測の事態や災害により、介護給付費が保険料と公費負担で賄えない場合には、取り崩して繰り入れをすることになります。
　以上です。

◆石井通春議員　第５次のプラン、今のプラン、これを策定するに当たりまして、どうしてもこの高齢化社会の中で膨らむ介護給付費を抑えるために、仕組みとして値上げせざるを得ないというところはあると思いますが、それはその値上げを、今、県からあります財政安定化基金と、これを市に対する最大交付額を見込んでと、そして今、議題としております支払準備基金をすべて取り崩す計算をしても、標準世帯で月額約800円の値上げをせざるを得ないという、23年２月での議会の答弁があったわけです。私も詳しく計算して、わかりました。そういう数値が出てくるというのがわかったわけです。
　そういうことをしても、結局値上げとなると、そういう説明があってスタートしたわけですから、今後２年の間、行政の都合として基金はどうしても蓄えていかなければいけないとか、そういうような側面は当然あると思いますけれども、市民にとって、結果的に基金が残るようなことがあれば、あの説明は一体何だったのかとか、あの見込みが間違っていて、もっと値下げが実際はできたのではないかとか、そういうような話に私はなりかねないことだと思うのです。
　今、市民生活は負担ばかりが増えておりまして、大変な時期であります。基金ももとはといえば市民から集めた税金なわけですから、年度ごといろいろな事態は当然出てくると思いますが、当初の説明どおりに基金は全額というか、その基金は市民負担の軽減に使うという、こういう趣旨のとおりに今後やっていくということを改めて示す必要があるのではないかなと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

◎健康福祉部長（大石茂樹）　答弁でもふれましたけれども、この介護給付費準備基金、文字どおり介護給付の不足、あるいは災害など不測の事態に備えるといった形があるほかは、第５期の当初の計画どおり今後取り崩しをして、介護保険事業の安定的な運営のために活用してまいりたいと考えております。
　以上です。